

巻末資料

用語解説

あ行

愛知県広域緑地計画

広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した愛知県の計画。

あいち森と緑づくり事業

都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、市町村が行う「身近な緑づくり事業」「緑の街並み推進事業」「美しい並木道再生事業」「県民参加緑づくり事業」に対して交付金を交付して、支援する事業。

一級河川

国土保全上または国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

ウェルビーイング

well（よい）と being（状態）からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

雨水浸透ます

ますの底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる“ます”のこと。総合治水対策の一環として雨水の流出抑制を図るとともに、地下水涵養などの役割も果たす。

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯め、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

エコロジカルネットワーク

生物多様性確保の観点から、動植物の生息地又は生育地として適切な規模や連続性をもった緑地による有機的なネットワーク。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地、敷地内の空地の総称。

か行

河川区域

河川の堤防斜面の居住地側下端（法尻）から対岸の堤防斜面の居住地側下端（法尻）までの区域。洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

河畔林

河川下流域の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にある水辺林。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める区域。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みのこと。

景観計画

景観法8条に基づき景観行政団体が定める、良好な景観形成に関する計画。

広域公園

一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

広域避難場所

地方自治体が指定した大人数が収容できる避難場所のこと。一時避難場所が危険になった際に避難し、その規模は火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ10ha以上が必要とされ、大規模な広場（オープンスペース）として、大規模公園などが指定されている。

公共公益施設

道路・公園・緑地・広場・河川などの都市の骨格を形成する公共施設と住民の生活のために必要なサービスを提供する教育施設・官公庁施設・医療施設・コミュニティ施設などの公益施設の総称。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意義を持って生活する一定の地域やその人々の集団。

コミュニティリバー制度

県管理の河川の草刈り作業の一部を地域住民の方々で構成された団体に委託する制度。

さ 行

里山

民家・集落の後背地として広がる薪などを確保するための雑木林。人の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきていたが、近年では荒廃化が進んでいる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

史跡公園

歴史公園にあっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する特殊公園。

自然公園

美しい山河や優れた自然景観に恵まれた地域を保護し、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるように指定した公園。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の 3 種類がある。国定公園は自然公園法、県立自然公園は愛知県立自然公園条例に定められている。市内には、三河湾国定公園と本宮山県立自然公園がある。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が契約を締結し、市民に公開した緑地や緑化施設

市民緑地契約制度

「都市緑地法」に基づき、市町村又は緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置管理する制度。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、市町村長の指定を受けて市民緑地の管理などを行う緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が、緑化地域又は緑化重点地区内において、住民の利用に供する300㎡以上の市民緑地を設置し、管理することについて、市町村長の認定を受ける制度。

社叢林

神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林。

住区基幹公園

街区公園、近隣公園、地区公園が該当する。

人工林

主に人が苗木を植えて造成した森林。

信頼度

アンケートの精度を表す指標。「信頼度95%」の場合、同じアンケート調査を100回実施した際に、95回は標本誤差の範囲内に収まることを意味する。

ストック再編

都市公園毎の機能の見直しを行う「機能の再編」と都市公園の集約再編による機能向上を行う「立地の再編」とがある。

生物多様性

長い時間をかけて進化しながら獲得してきた、生物が持つそれぞれの個性の多様さ。

設置管理許可制度

都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。

総合公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

た 行

耐震性貯水槽

地震発生時の防火を目的とした施設。

第3次豊川市都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

ダイバーシティ

異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重し合うこと。

第7次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、様々な分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地域計画

地域の農業者、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者による話し合いを経て、農地1筆ごとの10年後の耕作者計画を記した「目標地図」を追加し、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化等の取り組みを加速させる計画。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。なお、地域森林計画とは、都道府県知事が全国森林計画に即して、5年ごとに10年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするものである。

地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。

透水性舗装

雨水を路盤・路床に浸透させる構造となっている舗装。雨水流出抑制、地下水涵養、ヒートアイランド現象緩和の効果がある。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市機能誘導区域

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。立地適正化計画により定める区域。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。なお、豊川市では、市全域が都市計画区域である。

都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めた法律。

都市農地

市街化区域内の農地。従来、市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」であったが、都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により、「都市にあるべきもの」へと位置づけが見直された。それを受け、都市緑地法の改正により、「緑地」の定義に農地が含まれることが明記された。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

豊川市街路樹再生指針

街路樹の再生を図り、街路樹による事故を未然に防止することを目的とした指針。

豊川市環境基本計画2020

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

豊川市公共施設アダプトプログラム制度

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。

豊川市公共施設等総合管理計画

豊川市が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理するための計画。

な 行

二次林

原生林が伐採などされた後、自然に、または人為的に再生した森林。

二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川。都道府県知事が指定する。

農業振興地域農用地区域

農業振興地域の中において農業基盤の整備をすすめる区域であり、農業関係の公共投資が重点的に投入される区域。

は 行

パークマネジメント手法

公園管理の一手法であり、公園利用の積極的な支援、多様なニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害対立の予防、現状の公園利用の適切性の評価と改善策の実施、公園施設の利用に伴う安全確保などを目的とする運営管理。

バリアフリー

障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。または障壁が取り除かれた状態。

ヒートアイランド現象

人工排熱の増加や地表面の人工化などを主な原因として、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

標本誤差

標本数を設定してアンケート調査を実施した際に、回答結果に生じる誤差。

風致地区

都市における風致を維持するための地区。樹林地・丘陵地・水辺地などの良好な自然環境を保持している地区や、史跡・神社仏閣などのある地区、良好な住環境を維持している地区などを都市計画で指定し、地区内の建物の建ぺい率や高さ、敷地の緑化率等を規制する。

保安林

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林。

保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、必要に応じて緑の基本計画において定めるもの。市町村における緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市町村が市民緑地や条例による保全措置、市民緑地契約の締結等により緑地の保全を図る必要があると認められるものについて定める

ま行

マルシェ

フランス語で「市場」を指す。全国の都市公園で、農作物や飲食物販、ワークショップなど様々な形態の出店を募ったマルシェが行われている。

や行

誘致圏

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかという距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m、地区公園では半径 1km を誘致圏と考える。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地増に応じて用途別に分類される 13 種類の都市計画の総称。

ら行

ランドマーク

地域の主要な目印、地域を特徴づける象徴的な景観要素（歴史的な建造物や高層ビル・橋・塔・山など）のこと。

りつちてきせいかけいかく 立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒すための休養、娯楽。

わ行

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画の考案・それらの評価を行う活動。

緑に関する計画策定の経緯

年月	内容
昭和 53 年 4 月	豊川市緑のマスタープラン策定
平成 4 年	豊川市緑のマスタープラン改訂
～	平成6年 都市緑地保全法の改正 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の創設
平成 8 年 3 月	豊川市緑の基本計画策定 （目標年次：平成 22 年（2010 年））
～	平成18年2月 宝飯郡一宮町と合併 平成20年1月 宝飯郡音羽町、宝飯郡御津町と合併 平成 22 年 2 月 宝飯郡小坂井町と合併
平成 23 年 3 月	豊川市緑の基本計画改訂 （目標年次：令和 2 年（2020 年））
令和 3 年 3 月	豊川市緑の基本計画改訂 （目標年次：令和 12 年（2030 年））

改訂の経緯

(令和元年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
10月18日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の緑の分析、評価について ・ 市民アンケート調査の実施について
11月21日	第1回策定委員会	
12月27日 ～1月14日	豊川市緑の基本計画 市民アンケート調査	(調査概要については39頁を参照)
2月12日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査の結果について ・ 緑づくりの課題について
3月上旬	第2回策定委員会 (書面審議)	

(令和2年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
7月中旬	第3回作業部会 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、緑の将来像、基本方針について ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策について
8月6日	第3回策定委員会	
10月下旬	第4回作業部会 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書(案)について
11月16日	第4回策定委員会	
1月12日 ～2月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書(案)について
2月下旬	パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果を策定委員会委員に報告

中間見直し（改訂）の経緯

（令和7年度）

月 日	会 議・調 査	内 容
7月29日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間見直しの概要について ・ 中間評価の結果について ・ 見直すべき内容について
10月2日	第1回策定委員会	
10月16日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間見直し（案）について
10月31日	第2回策定委員会	
1月14日 ～2月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間見直し計画書（案）について
3月12日	パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果を策定委員会委員に報告

豊川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるため、豊川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市緑の基本計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 第1項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、委員会を欠席する場合、委員長が適当と認める者を代理者として出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市緑の基本計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、都市整備部公園緑地課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市緑の基本計画作業部会

部会長	都市整備部公園緑地課長			
構成員	部 名	課 名	職 名	
			危機管理課	課長補佐又は係長のうち部会長が指名する者
	企画部	企画政策課		
	財務部	財産管理課		
	福祉部	地域福祉課		
		介護高齢課		
	子ども健康部	子育て支援課		
		保育課		
	市民部	市民協働国際課		
		人権交通防犯課		
	産業環境部	企業立地推進課		
		農務課		
		商工観光課		
		環境課		
		清掃事業課		
	建設部	道路河川管理課		
		道路建設課		
		建築課		
	都市整備部	都市計画課		
		区画整理課		
	上下水道部	下水整備課		
		水道整備課		
	消防本部	消防総務課		
	教育委員会	教育庶務課		
		生涯学習課		
		スポーツ課		
	その他部会長が必要と認める課			

豊川市緑の基本計画策定委員名簿

(令和7年度)

区分	氏名	所属	分野
委員	◎ 岡本 肇	中部大学工学部都市建設工学科 准教授	学識
	○ 白井 直之	岐阜市立女子短期大学デザイン環境学科 准教授	学識
	落合 利夫	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長	商工業
	山口 伯男	豊川市農業委員会	農業
	門林 直人	東三河流域森林・林業活性化センター事務局 事務局長	森林
	市川 勝久	豊川造園建設協同組合 理事	造園
	笠松 由美	とよかわ里山の会 監事	環境
	猿渡 裕子	特定非営利活動法人 とよかわ子育てネット 理事	児童福祉
	鈴木 昌浩	豊川市連区長会	町内会
オブザーバー	小野田 薫	市民	公募
	湯浅 健司	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 課長	県職員
	岩田 勝則	愛知県東三河建設事務所都市施設整備課 課長	県職員

◎：委員長、○：副委員長